

令和４年度菊陽町定期監査結果報告書

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、令和４年度定期監査を実施しましたので、同条第９項の規定により報告します。

令和　５年　１月　１６日

菊陽町監査委員　橋本　輝也

菊陽町監査委員　那須　真理子

第1 監査の概要

1 監査の対象

- (1)令和4年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (2)令和4年度下水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (3)財産及び備品等の管理状況
- (4)事務処理全般の帳簿・証憑の整理状況

2 監査の期間、及び対象課等

令和4年11月7日から令和4年12月16日までのうち16日間

実施年月日		定期監査実施対象機関名
令和4年11月7日	月	菊陽西小学校、菊陽北小学校、ふれあいの森研修センター、菊陽中学校、東部町民センター、菊陽南小学校、南部町民センター
令和4年11月9日	水	菊陽町図書館、みどり園、危機管理防災課
令和4年11月10日	木	なかよし園、町民課、子育て支援課
令和4年11月11日	金	介護保険課、施設整備課
令和4年11月14日	月	商工振興課、建設課
令和4年11月16日	水	会計課、農業委員会、農政課
令和4年11月17日	木	現地調査(3施設)、生涯学習課、中央公民館
令和4年11月18日	金	都市計画課、健康・保険課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室
令和4年11月22日	火	福祉課
令和4年11月24日	木	税務課、学務課
令和4年11月25日	金	総合政策課、総務課(選管を含む)
令和4年11月28日	月	議会事務局、監査委員会、下水道課、
令和4年12月1日	木	人権教育・啓発課、環境生活課、財政課
令和4年12月14日	水	武蔵ヶ丘中学校、武蔵ヶ丘北小学校、光の森町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター
令和4年12月15日	木	菊陽中部小学校、西部町民センター、勤労青少年ホーム、武蔵ヶ丘児童館、武蔵ヶ丘小学校、三里木町民センター、働く婦人の家
令和4年12月16日	金	総括審査

3 監査の実施場所

・書類審査

菊陽町役場監査委員室及び各出先機関施設内会議室等

・現地審査

菊陽杉並木公園拡張整備事業、菊陽北小学校放課後児童クラブ施設整備事業、菊陽町下水道事業(委託分)

第2 監査の基本方針

監査は、地方自治法第2条第2項に定める本町事務事業の執行と管理・運営が、同法第199条第3項等を念頭に、その当該年度予算の事務執行が合法的で適正かつ効率的に執行されているか、また、下記(1)監査の着眼点、(2)実施機関別提出書類に基づき、担当課長をはじめとする関係職員に説明を求め、必要に応じて関係書類を確認する方法を主眼に監査を実施した。

記

(1)監査の着眼点

- ①財政の収支均衡と健全性維持のもと、歳入歳出予算の執行が適正に行われているか。
- ②経費の予算が目的に従い、効率的・効果的に執行されているか。
- ③各施設及び備品の管理は適正・合理的に行われているか。
- ④物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続きが適正・合理的に行われているか。

(2)実施機関別提出書類

- ①予算及び事業の執行状況に関する簿冊
- ②契約書等の整理簿冊
- ③収入に関する簿冊
- ④財産及び物品の管理状況に関する簿冊
- ⑤各課(各係)の事務に関する書類
- ⑥令和4年度の各種団体等への補助金交付に関する書類
- ⑦各種会議録
- ⑧出張・復命に関する書類
- ⑨小・中学校等の実験用薬品等の管理・保管状況
- ⑩保育所、小・中学校等の安全・防犯体制関係書類
- ⑪保育所、小学校公園等の遊具点検関係書類
- ⑫その他必要書類

(3)出先機関等の監査ローテーション

監査にあたっては、可能な限り関係書類の閲覧、照合が行えるように事務執行が類似する小・中学校、保育所及び光の森町民センターをはじめとする出先機関は、次に示す「監査ローテーション計画」を策定し監査を行っている。

「監査ローテーション計画」

監査実施頻度基準 (対象施設機関)		令和5年度 定期監査予定	令和6年度 定期監査予定
中学校2校	1校/年	菊陽中学校	武蔵ヶ丘中学校
小学校6校	2校/年	菊陽中部小学校	武蔵ヶ丘小学校
		—	菊陽北小学校
保育所2園	1園/2年	—	—
出先機関9施設	2～3出先機関/年	ふれあいの森研修センター 西部町民センター 勤労青少年ホーム	三里木町民C 働く婦人の家 図書館

第3 監査の結果

今回の定期監査については、前年度決算審査や例月出納検査調書との整合性等も念頭に置き、特に(1)監査の着眼点で記述している、「③各施設及び備品の管理は適正・合理的に行われているか」、「④物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続きが適正・合理的に行われているか」を中心に、重点的に監査の実施を行った。

各事業の財務に関する事務執行及び経営事業管理は関係法令に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。また、地方公営企業法適用の下水道事業についても各事業運営に関する財務及び経営・管理については、概ね適正に処理されているものと認められた。

細部については、下記の検討・改善を要すべき事項を指摘します。

記

(1)備品等の管理に関する見直しについて

規則で規定されている備品台帳システムへの入力について、一部の部署で未登録となっていることは、町民の貴重な財産である備品管理が適切とは言えず、関係部署職員への周知徹底を図り、意識改善に努められたい。

(2)契約事務及び支払いに関する見直しについて

①業務委託の予定価格算定書(積算設計書)の作成については、令和4年3月に改訂された「契

約事務に関するマニュアル」で規定されているが、積算に使用する積算体系及び単価等の具体的な決定方法についての規定がないことで、一部の予定価格算定書(積算設計書)で妥当性を欠く、不適切な積算設計書が見受けられた。

また、積算設計書のチェック体制の不備と見受けられる事務処理があり、「契約事務に関するマニュアル」の充実を図り、積算の適正化・妥当性及びチェック体制の構築を早急に確立し、全職員への周知徹底及び研修等を行い、その確保に努められたい。

②業務委託における出来形払(部分払)の算定・認定については、「契約事務に関するマニュアル」に具体的な規定がないことで、担当部署ごとに統一性のない方法で算定されており、一部の業務委託で妥当性を欠くものが見受けられた。

出来形払(部分払;出来形算定書、出来形認定書を含む)の作成方法について、早急に妥当性・整合性のある規定を設けて、全職員への周知徹底及び研修を実施し、出来形払(部分払)の適正化、妥当性の確保に努められたい。

また、監査に際し軽微な指摘・改善事項については、その都度、口頭での是正・改善等適切な処理が行われるよう意見を述べている。

過年度の監査で軽微な指摘・改善事項については、庁内で課題・問題点の共有化、検証を行うなど、向上に努められていることが認められる。

今後の予算執行にあたっては、国の経済再生と財政健全化等の諸方策等で一段と厳しい財政運営が想定され、また、TSMC等の企業進出による諸課題への対処など、今後の行政運営に大きな影響が想定される。

従って、各課(出先機関含む)においても現在及び今後の事務処理執行に対し、懸念事項、検討事項や改善事項がないか再度の検証を行い、地方自治体の目的である「住民の福祉の増進」に努めて戴くようお願いしたい。